

6月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和4年6月24日（金） 午後2時00分～午後2時20分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 西川 倫子
事 務 局 教 育 次 長(寺本賢介) 教育総務課長(松本圭史)
学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(豊田香織)
スポーツ・生涯学習課長(戸田昌宏) 図書館長(菅沼 稔)
教育総務課長代理(竹中幹晴)
- 4 報 告 第 20 号 湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について
第 21 号 湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 22 号 湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について
第 23 号 臨時代理の報告について

午後 2 時00分開会

(渡辺教育長) 出席は 5 名、定足数に達しているので、令和 4 年 6 月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。
報告第20号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第20号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年問題協議会条例（昭和37年湖西市条例第17号）第3条の規定により、下記の者を湖西市青少年問題協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年6月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本協議会は、湖西市青少年問題協議会条例に基づき、市長を会長とし、委員25人以内で組織されることとなっている。委員は、市議会、関係機関職員、学識経験者等で構成され、青少年に関する施策や現状に関して、情報共有や意見交換を行っている。

今回委嘱又は任命した委員は、名簿に印のある7人で、任期は前任者の残任期間である令和5年5月31日までである。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第21号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 報告第21号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第5条及び第6条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年6月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

本協議会は、湖西市青少年育成センター設置要綱に基づき、教育長を会長とし、委員15人以内で組織されることとなっている。委員は、関係機関職員、学識経験者等で構成され、青少年に関する相談や補導活動の推進を通し、青少年の健全育成を図ることを目的として設置している。

委員については、先ほど報告した青少年問題協議会委員も兼ねており、今回委嘱又は任命した委員は、名簿に印のある5人で、任期は前任者の残任期間である令和5年5月31日までである。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第22号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(図書館長) 報告第22号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び湖西市立図書館条例（平成元年湖西市条例第13号）第14条の規定により、下記の者を湖西市立図書館運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和4年6月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市立図書館条例では、図書館に図書館運営協議会を置き、当該協議会は図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに意見を述べるができるものと規定されている。

委員については、学校及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者のある者の中から教育委員会が委嘱又は任命し、定数は10人以内、任期は2年。令和3年6月1日付けで委嘱又は任命した委員8人のうち3人につ

いて異動等により変更となったため、3人の補欠委員を委嘱又は任命した。当該補欠委員の任期は、残任期間となる令和4年6月1日から令和5年5月31日までである。
(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第23号「臨時代理の報告について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 報告第23号「臨時代理の報告について」、湖西市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和31年湖西市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。令和4年6月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

議案書に記載の根拠法令のとおり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定では、今回のような歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場においては、教育委員会の意見をきかなければならないものとされている。

今回、湖西市一般会計補正予算（第3号）について、歳出予算に補正の要求をする必要が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、6月21日付けにて臨時に代理した。

補正の内容について、教育委員会の担当課別の要求額の一覧で説明する。教育総務課 歳出1,810万2,000円の増額、幼児教育課 歳出572万3,000円の増額である。

詳細については、令和4年度湖西市一般会計補正予算（第3号）主要事業の概要で説明をさせていただきます。

3款2項3目 保育所費の民間保育所等助成事業保育園・幼稚園管理運営費の補正額は511万1,000円、10款1項3目 教育指導費の学校給食推進事業費の補正額は1,810万2,000円、10款4項1目 幼稚園費 幼稚園管理運営費の補正額は61万2,000円で、いずれもコロナ禍における物価高騰の中、市内小学校・中学校・幼稚園・保育園・こども園の給食において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、賄材料費、補助金及び委託料を増額したものである。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和4年6月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時20分終了